

資料

人権関連年表

年号	国連関係	国内
1947(昭22)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本国憲法」施行 ・「教育基本法」施行 ・「労働基準法」施行
1948(昭23)	・「世界人権宣言」採択	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」施行 ・「民法」改正
1949(昭24)	・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	
1950(昭25)		<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者福祉法」施行 ・「精神衛生法」施行 ・「生活保護法」施行
1951(昭26)	・「難民の地位に関する条約」採択	
1952(昭27)	・「婦人の参政権に関する条約」採択	
1959(昭34)	・「児童の権利宣言」採択	
1965(昭40)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	
1966(昭41)	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」採択	
1967(昭42)	・「難民の地位に関する議定書」採択	
1969(昭44)		・「同和対策事業特別措置法」施行
1973(昭48)	・「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975(昭50)	・「障害者の権利に関する宣言」採択	
1979(昭54)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	・「国際人権規約」締結
1981(昭56)	・「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択	・「難民の地位に関する条約」締結
1982(昭57)		・「地域改善対策特別措置法」施行
1984(昭59)	・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択	
1985(昭60)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」制定 ・「女子差別撤廃条約」締結
1987(昭62)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1989(平1)	・「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択	
1990(平2)	・「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	
1993(平5)	・国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国際の10年を宣言	・「障害者基本法」施行
1994(平6)	・「人権教育のための国連10年」を宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 ・「児童の権利に関する条約」締結
1995(平7)	・「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢社会対策基本法」施行 ・「人種差別撤廃条約」締結
1996(平8)		・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」を決定
1997(平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護施策推進法」施行 ・「地対財特法」の一部改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行。「北海道旧土人保護法」廃止 ・「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

年 号	国 連 関 係	国 内
1998(平 10)		<ul style="list-style-type: none"> ・60歳出以上定年制義務化（「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）一部改正） ・障害者雇用率（1.8%）の設定（「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）一部改正）
1999(平 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」（精神薄弱者から知的障害者への用語改正）施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の統合的な推進に関する基本的事項について」答申 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行
2000(平 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する集約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度改正（「民法」一部改正等） ・指紋押捺全廃（「外国人登録法」一部改正） ・「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 ・人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001(平 13)		<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」（諮問第2号答申）を提出 ・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」（諮問第2号に対する追加答申）を提出 ・「高齢社会対策大綱」閣議決定
2002(平 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 ・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 ・「国際刑事裁判所規程」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 ・「改正育児・介護休業法」施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「障害者基本計画」閣議決定
2003(平 15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護に関する法律」施行
2004(平 16)	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための世界計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「犯罪被害者等基本法」公布
2005(平 17)		<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「発達障害者支援法」施行 ・「第二次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
2006(平 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権理事会」設立決議を採択 ・「障害者の権利に関する条約」を採択 ・「すべての人を強制的失踪から保護するための条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行 ・「障害者自立支援法」施行 ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 ・「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

世界人権宣言

1948 (昭和 23) 年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準

を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託

その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

市原市人権施策推進懇話会開催要領

(開催)

第1条 市原市の人権施策の推進に関し広く意見を求めるため、市原市人権施策推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開くものとする。

(招集)

第2条 懇話会は、市長が委員に出席要請をすることにより、開くものとする。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- ① 人権擁護委員
- ② 人権問題関係者
- ③ 学識経験者
- ④ 教育関係者
- ⑤ 企業関係者
- ⑥ 市内に住所を有する者又は在勤・在学をしている者で公募に応じたもの

2 委員は24名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部人権・国際交流課で行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年11月19日から施行する。

(市原市同和対策懇話会開催要領の廃止)

2 市原市同和対策懇話会開催要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

市原市人権施策推進懇話会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	団体等の名称	区 分
秋山 理恵子	市原市男女共同参画社会を進める市民の会	人権問題関係者
大木 美秀	医学博士	人権問題関係者
大島 有紀子	弁護士	学識関係者
小林 信夫	市原市小学校長会	教育関係者
佐藤 淑子	市原市中心身障害者福祉団体連絡協議会	人権問題関係者
佐藤 米子	市原市民生委員児童委員協議会	人権問題関係者
佐野 千賀子	千葉人権擁護委員協議会市原支部会	人権擁護委員
田中 光雄	千葉人権擁護委員協議会市原支部会	人権擁護委員
内藤 元元	市原市国際交流協会	人権問題関係者
西村 美和子	市原商工会議所	企業関係者
二藤部 涉		公募委員
長谷川 静雄	市原市老人クラブ連合会	人権問題関係者
矢島 秀朗		公募委員
吉田 進	部落解放同盟市原市協議会	人権問題関係者

(平成 19 年 3 月現在)

市原市人権指針策定経過

年 月 日	実 施 内 容	
2006 (平成 18) 年	6月21日	(仮称) 市原市人権指針の策定方針決定
	9月15日 ～30日	「人権・男女・国際に関するアンケート」実施
	10月17日	第1回市原市人権施策推進懇話会 開催 ・委嘱状交付式 ・(仮称) 市原市人権指針の策定方針についての意見
	10月25日	第1回市原市人権施策推進会議及び同検討部会 開催 ・アンケート結果報告(概要) ・(仮称) 市原市人権指針の策定方針について説明・協議
	11月14日	第2回市原市人権施策推進会議検討部会 開催 ・アンケート結果報告 ・(仮称) 市原市人権指針(骨子案)について協議
	11月20日	第2回市原市人権施策推進懇話会 開催 ・アンケート結果報告 ・(仮称) 市原市人権指針(骨子案)についての意見
	12月20日	第3回市原市人権施策推進会議検討部会 開催 ・(仮称) 市原市人権指針(骨子案)について協議
	12月27日	第2回市原市人権施策推進会議 開催 ・(仮称) 市原市人権指針(骨子案)について協議
2007 (平成 19) 年	1月22日	第4回市原市人権施策推進会議検討部会 開催 ・(仮称) 市原市人権指針(素案)について協議
	2月 1日	第3回市原市人権施策推進会議 開催 ・(仮称) 市原市人権指針(素案)について協議
	2月 8日	第3回市原市人権施策推進懇話会 開催 ・(仮称) 市原市人権指針(素案)についての意見
	2月23日 ～3月 8日	(仮称) 市原市人権指針(素案)に対する市民意見公募(パブリックコメント)実施
	3月29日	市原市人権指針の策定について(市長決裁)
	4月 9日	政策会議(報告)